

政令第二百二十四号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の施行に伴い、及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二二号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「第十五条第四号」を「第十五条第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第十五条第三号」を「第十五条第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第十五条第三号の政令で定める事情は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）を置く小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程について、当該主幹教諭の職務の内容並びに当該学校の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案し、当該学校の効果

的かつ効率的な運営を図るため、当該主幹教諭がその校務の整理に係る職責を十分に果たすことができるよう、当該学校の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められることとし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、当該整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を法第七条の規定により算定した数に加えるものとする。

附 則

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。